

国民年金はみんなが加入者です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します。老後の収入保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより本人や家族の生活の安定が損なわれないよう、みんなで保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

問日本年金機構立川年金事務所(☎042-523-0352)、市保険年金課**代表**

加入者の種類～職業などで3種類

第1号被保険者…自営業、学生、無職の方など

第2号被保険者…厚生年金保険に加入している会社員や公務員などで、65歳未満の方(年金受給権のない方は70歳未満まで)

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

次の方は希望により任意加入ができます

①60歳以上65歳未満の方で、年金額を満額に近づけたい方や、受給資格期間が足りない方

②老齢基礎年金の受給資格を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた方で、70歳までの間に受給資格が発生する見込みの方

③外国に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の方

国民年金保険料は1カ月16,260円です(平成28年度)

第1号被保険者の方は、保険料をご自分で納めます。第2号被保険者の方は、給与から天引きされる厚生年金保険料に含まれているので、ご自分で納める必要はありません。

なお、第1号被保険者で将来に年金をより多く受けたい方は、1カ月400円の付加保険料を納めることができます。

■保険料の納め方

日本年金機構から送付された納付書で、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアで納めます。また、クレジットカードなどでの納付も可能です。

なお、保険料をあらかじめ6カ月分・1年分単位で前納すると割引される制度があります。

■便利でお得な口座振替のご利用

納め忘れのない口座振替が利用できます。希望の方は直接、銀行などの金融機関で手続きをしてください。

なお、当月保険料を当月末に引き落

とすことにより月々50円割引される早割り制度や、現金納付より割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納(口座振替のみ)があります。

国民年金保険料を納めることが困難な方へ

■法定免除

生活保護法による生活扶助や障害年金(1・2級)を受けている方は、届け出により保険料の全額が免除されます。

■申請免除

保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる一部免除があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得に基づき判定されます。

■50歳未満の方が対象～納付猶予制度

50歳未満の本人および配偶者の前年の所得が全額免除基準以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

学校法人などの学生は、前年所得が一定の基準以下の場合に申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。

申請手続きには、本人確認できるもの、年金手帳(学生納付特例制度の申請はこのほかに学生証)が必要です。

その他保険料の免除などが承認された期間が10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることができる追納制度があります。また、退職(失業)した場合には、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付していただく特例制度があります。

こんな年金が受けられます

■老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間と免除期間などをあわせて25年以上ある方に、原則として65歳から支給されます。

20～60歳の40年間に全て保険料を納めた場合に満額支給(平成28年度は年額780,100円)となります。

■障害基礎年金

国民年金の加入中に初診日があり、保険料納付などの要件を満たした方が、病気(がんなどで長期療養が必要な場合も対象)やけがで日常生活に著しく支障がある状態と認定されたときに支給されます。

なお、20歳前に障害の状態になった場合は、20歳から年金が請求できます(一定の所得制限あり)。

■遺族基礎年金

国民年金に加入中の方などが亡くなったとき、保険料納付などの要件を満たしていれば、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます(子とは18歳到達年度内または20歳未満で障害の状態にある子)。

その他第1号被保険者の死亡に関連する遺族への年金給付として、寡婦年金・死亡一時金の制度があります。

保険料「後納制度」のご利用

国民年金保険料は納期限から2年を経過した場合に時効によって納付することができなくなりますが、平成27年10月～平成30年9月30日までの間に限り、過去5年間の納付が可能となりました。この制度を利用することで年金額を増やすことや、納付期間不足により年金が受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。ただし、過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

詳細は、日本年金機構立川年金事務所(☎042-523-0352)へお問い合わせください。

社会保険料控除証明書(国民年金保険料分)が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除対象です。このため、今年1～9月末までに納付された方には、11月中に日本年金機構から控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告などにご利用ください。

問日本年金機構立川年金事務所(☎042-523-0352)

年金事務所が業務の一部を民間事業者に委託しています

日立トリプルウイン(株)が電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料納付案内を行っています。

問日立トリプルウイン(株)(☎0120-211-231)、日本年金機構立川年金事務所(☎042-523-0352)

お客さまの個人情報を聞き出そうとする不審電話にご注意を

部名	課名	係名	ダイヤルイン番号	主な業務内容
産業スポーツ部	産業振興課	商工係	514-8437	商業・設業・金融および労働に関すること
		ものづくり推進係	514-8442	工業・企業立地および創業支援に関すること
	都市農業振興課	農産係	514-8447	農業の振興に関すること
		農業委員会事務局	514-8456	農業委員会に関すること
	観光振興課	観光係	514-8461	観光の振興に関すること
	文化スポーツ課	芸術文化係	514-8462	芸術、文化および芸能の振興に関すること
スポーツ係		514-8465	スポーツおよびレクリエーションの振興に関すること	
企画部	企画経営課	企画係	514-8047	市政の基本的施策の企画、基本構想、基本計画に関すること
		経営係	514-8069	総合戦略などの進行管理、行財政改革・行政評価に関すること
	財政課		514-8076	予算の編成、執行管理に関すること
	市長公室	広報担当	514-8092	広報ひの、市ホームページの管理に関すること
		市民相談担当	514-8094	法律相談などの市民相談に関すること
シティセールス推進課		514-8098	シティセールスの推進、都市間交流、国際交流および国際化の推進、東京オリンピック・パラリンピックに関すること	
総務部	総務課	総務係	514-8128	統計、文書管理、情報公開・個人情報保護制度に関すること
		契約係	514-8132	物品・印刷・賃貸借の契約、工事、修繕などの請負契約に関すること
		法務争訟係	514-8142	議案書の作成、条例・規則の審査、行政不服審査制度に関すること
	職員課	人事係	514-8146	職員の定数および配置、服務に関すること
		給与厚生係	514-8154	職員の給与、福利厚生に関すること
	財産管理課	財産係	514-8156	財産の管理、寄附、市営住宅の管理に関すること
		土地活用係	514-8161	不動産の取得、管理および処分に関すること
		施設係	514-8195	市有建築物の計画・設計・工事・修繕、本庁舎の管理に関すること
会計課	会計係	514-8644	公金の支払い事務に関すること	
	審査係	514-8647	公金支出の審査に関すること	
選挙管理委員会事務局	選挙係	514-8806	各種選挙の管理執行、直接請求に関すること	
監査委員事務局	監査係	514-8834	監査・審査・検査などの執行に関すること	
議会事務局	議事係	514-8026	議案・請願・陳情などの受理、会議記録に関すること	
	庶務調査係	514-8007	議会だよりの発行、議員報酬に関すること	
	地域戦略室		514-8038	重要施策の企画・立案・調査および調整に関すること
	市政図書室		514-8840	日野市の地域・市政に関わる資料の閲覧・貸出に関すること